

システム統合サービス化事業推進のための技術支援役務（その４）の
契約希望業者募集要項（企画競争）

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
高 梨 洋 之

システム統合サービス化事業推進のための技術支援役務（その４）の契約について、企画競争を実施するので希望者は、下記に基づき応募してください。

記

1 調達品目等

システム統合サービス化事業推進のための技術支援役務（その４）

2 企画競争に参加できる者の資格

- （１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
- （３）分任支出負担行為担当官又は防衛省としての指名停止等の処置を受けている期間中の者でないこと。
- （４）現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- （６）平成２８・２９・３０年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有している者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者
- （７）海上自衛隊の保全区画の立入りについて、保全上支障がないと確認し得る者

を派出できる者であること。

- (8) 次に示す役務の遂行に必要な工程管理、品質保証、保全に関する能力を有する技術者を従事させる体制を有する者であること。

ア システム統合サービス化事業推進支援役務の実施計画と作業管理

イ システム統合サービス化事業推進支援

ウ 技術アドバイザリ

エ 性能審議支援

- (9) 情報システムの調達、維持管理及び改修等に関する技術的知識及び能力を有する技術者を従事させる体制を有する者であること。

- (10) I Tガバナンスに関する知見及び技術力を有する技術者を従事させる体制を有する者であること。

- (11) 第8号から第10号に関する履行能力を判断するために、PMP (Project Management Professional)、プロジェクトマネージャ、システムアーキテクト、応用情報技術者のいずれかの資格を有する技術者を在籍させている者であること。

- (12) 第7号に示した保全に関する能力を示す体制として、ISMS認証またはISO27001認証を取得している者であること。

- (13) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し、又は加入し、若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

3 企画競争参加申し込みに関する手続き等

- (1) 参加表明書提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒114-8565

東京都北区十条台一丁目5-70

03-3908-5121 (内線5665)

- (2) 提出期間

平成29年4月28日(金)～平成29年5月29日(月) 17時まで

(郵送する場合は、提出期間中に必着のこと。)

- (3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、

午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (4) 提出書類

ア 参加表明（別紙様式） 1 部

イ 競争参加資格に係る資格審査結果通知書（写） 1 部

4 企画提案書の提出等

（1）受領期限

平成29年5月30日（火）～平成29年6月13日（火）17時まで

（2）提出場所

第3項第1号に同じ。

（3）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便で受領期限までに必着のこと。）

（4）提出部数

企画提案書の提出部数については、8部とする。ただし、その内6部については、会社名が特定できないよう提案書に社名及びロゴ等を記載しないこと。

5 評価結果の通知

企画提案書の評価実施後、契約候補者として1者を選定し、平成29年6月下旬に郵送にて通知する。

6 疑義の申立

（1）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：第3項第1項に同じ。

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

（2）契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

（3）疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

7 応募に当たっての留意事項

応募者は、応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
- (2) 正当な理由がなく資料を期限までに提出しなかった者の応募は無効とする。
- (3) 本公示に示した参加資格を満たさない者の応募は無効とする。
- (4) 提出資料は、他の目的には使用しない。
- (5) その他詳細については、説明会にて説明する。

受付番号 ※記入不要	
---------------	--

別紙様式
〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊補給本部管理部長 殿

〇〇〇〇〇〇(株)
代表取締役社長 〇〇 〇〇

参 加 表 明 書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公 示 番 号	調 達 品 目 等
補本公示第 4 9 号 (平成 2 9 年 4 月 2 8 日)	システム統合サービス化事業推進のための技術 支援役務（その 4）